



令和8年6月18日

高浜町長 西嶋 久勝 様

高浜町特別職報酬等審議会
会長 山本 富夫

特別職報酬の額について（答申）

令和7年10月29日付、第498号にて諮問のあった高浜町議会議員報酬改定について、以下の通り答申します。

1. 答申結果

○議員の報酬月額

職名	現行	諮問内容	答申結果	
		報酬月額	報酬月額	年間支給総額（参考）
議長	300,000 円	383,000 円	383,000 円	約 600 万円
副議長	245,000 円	320,000 円	320,000 円	約 500 万円
委員長		310,000 円	310,000 円	約 490 万円
議員	235,000 円	300,000 円	300,000 円	約 470 万円

議長から町長あてに提出された報告書における議員報酬額の案について、本審議会は、(1)算定根拠の合理性、(2)本町の議員活動実態、(3)なり手不足について、(4)町民理解の状況、(5)改定後に求められる説明責任・活動の質向上、の各観点から資料確認及び意見交換を行い、総合的に判断した。

まず、算定根拠については、全国町村議長会の検討方式として示される、議員と同じ公選職である町長の職務日数等と議員の活動日数等の比率を、町長の給料月額に乗じる考え方を援用し、活動量調査の結果を前

提に算定していることから、過程に一定の合理性が認められる。特に、議会報告書では議員の月間平均活動日数19日、町長の月間平均活動日数25日等の比較が示されている。

さらに、審議に当たっては、県内各町の議長・副議長・議員等の月額報酬の水準及び改定状況を比較検討した。

具体的には、現行の本町議員報酬（月額235,000円）は、県内の水準（220,000円～302,000円）の中では低位に位置し、多くの町を下回っており、県内比較の観点からも見直し余地があることを確認した。

他方、議会案の改定後（議員300,000円）については、県内比較からも著しく突出するものではないことを確認した。なお、県内においては、おおい町（R4.12 条例改正）や南越前町（R7.9 条例改正）など、なり手不足等を背景に報酬改定を行った例も見られる。

次に、本町の状況として、前回改選時に無投票となった経緯を踏まえると、立候補環境の改善は喫緊の課題であり、議会制民主主義の持続性確保の観点からも、なり手不足解消や若手・多様な人材の確保に資する報酬水準への見直しの必要性が高いとの意見が多く出された。

一方、町民アンケートでは、報酬増額に理解を示す回答が一定数確認されるとともに、増額理由として「なり手がいない」「意欲がわからない」「魅力的な報酬でない」等が挙げられている。加えて、年代別に見ると、比較的若い層では「現状以上」の報酬を支持する意見が多い一方、高齢層では「現状維持」又は減少を求める意見が見られ、世代間で受け止め方に違いがあることが確認された。

他方で、「議員活動が見えないため判断できない」との回答も多く、議員活動の可視化が十分でない現状では、町民が議員活動を正確に評価しづらい状況にあることが指摘された。本審議会としては、報酬改定の是非を検討する上で、活動の見える化や説明責任の強化が不可欠である点を重要な論点として整理した。

これらを踏まえ、報酬改定は、単なる増額ではなく、なり手不足解消と議会活動の質的向上を同時に図るための措置として位置付け、改定後

は、活動の発信・住民との対話の充実等により、町民の理解と信頼を得る取組を強化することを前提に、議会から提案された改定額は妥当であるとの結論に至った。

なお、今後、専業として生活を成り立たせる必要がある層にも配慮し、将来にわたり多様な人材が立候補しやすい環境整備を進める観点からも、本改定は一定の意義がある。

○改定時期（附帯意見）

本諮問は議員報酬月額の変更に係るものであるが、審議会として附帯意見を述べる。

改定時期については、報酬の増額が現職議員の在任中に直接反映されることによる町民の疑念を回避し、報酬改定の趣旨（なり手不足解消・多様な人材確保）について理解を得る観点、また立候補者が報酬水準を前提に立候補の可否を判断できるよう、選挙前に改定内容と施行時期を明確にしておくことが、なり手不足解消の目的にも資すると考える。

以上を踏まえ、改定の実施時期は改選後とすることが適当である。

2. 付記

今回の審議の中で、委員から以下のような意見が出されたので、参考意見としてここに付記する。

（1）町民からの信頼確保

町民アンケート結果及び委員の意見として「議員活動が見えない」との指摘が多数あった。議員活動の理解を広げ、信頼を高めるため以下の取組を求める。

- ・議会活動（委員会、本会議、住民相談等）の分かりやすい広報誌の作成
- ・住民説明会、意見交換会の充実
- ・政務活動費の執行率向上（現状：執行率63%）とともに、調査研究、政策立案等の議員活動の充実（成果の公表を含む）

また、議員活動は公的な職責であり、「町民の方は見ている」との意識を改めて認識した上で、説明責任を伴う議員活動を行われたい。

(2) 報酬の改定について

改選後の議員の活動状況によっては、報酬について再度検討を行うことも必要と思われる。